

(別添1)

特定子ども・子育て支援施設等指導指針

1 目的

この指針は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）が、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）から特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けたときに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）に対して行う施設等利用費の支給に関して、市町村が法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づいて行う調査・指導等における基本的事項を定めることにより、特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

2 指導方針等

(1) 指導方針

市町村は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため指導を実施すること。

(2) 計画的な指導の実施

特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールを策定し、効率的・効果的な実施に努めるとともに、指導の結果を通知する手段、時期、指摘事項への改善指導及び改善結果の確認方法を明確化し、公表すべき事項を含め、これを着実に実施すること。

3 指導等の形態

指導等は、次の形態を基本としつつ、各市町村の実情に応じて実施すること。

(1) 集団指導

運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集めて講習等の方法により実施すること。

(2) 実地指導

特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行う。その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行うこと。

4 指導対象の選定

(1) 集団指導

- ① 法第 58 条の 11 第 1 項の規定に基づく法第 30 条の 11 第 1 項の確認の公示後、概ね 1 年以内に実施すること。
- ② 制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し実施すること。

(2) 実地指導

- ① 全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に行うこと。
対象施設等の選定は、集団指導の実施状況や、都道府県等が行う指導監督や立ち入り調査等に関する事務の状況、市町村の実施体制等を勘案し都道府県と協議すること。
- ② 運営基準等の遵守状況や、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導等が必要と認められる施設等を対象とすること。
- ③ その他、特に市町村が実地指導の必要があると認める施設等を対象とすること。

5 指導等の方法等

(1) 集団指導

① 実施通知

対象施設等を決定し、当該特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を第 1 号様式にて通知すること。

② 実施方法

特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行うこと。欠席した特定子ども・子育て支援施設提供者には、当日使用した書類の送付や必要な情報提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象にする等の対応をとること。

(2) 実地指導等

① 実施通知

対象施設等を決定し、当該施設等の設置者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を第 2 号様式にて通知すること。

② 実地指導の方法

実地指導は、主に次のア～エについて約半日程度を目途に実施するものとし、実地

指導の終了時に、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者や面談に対応した担当者等に対して実地指導結果の講評を行うこと。

ア 書類の確認

- i) 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類（運営基準第54条関係）
- ii) 施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたもの・運営基準第55条関係）
- iii) 施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等利用料と特定費用の金額がわかる書類（運営基準第56条第1項及び同条第2項関係）
- iv) 施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを認定保護者との間で合意した文書（運営基準第60条第3項関係）
- v) 職員、設備及び会計に関する諸記録（運営基準第61条第1項関係）

※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定子ども・子育て支援」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定子ども・子育て支援施設等の種類や規模等に応じて、適切な「特定子ども・子育て支援」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。

【職員に関する記録の例】

- ・ 労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等
- ・ 各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（または適正に）配置されていることがわかる書類
- ・ 正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等
- ・ 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類
- ・ 安全衛生管理体制がわかる書類
- ・ 職員の健康診断の実施状況が分かる書類

【設備に関する記録の例】

- ・ 施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類
- ・ 施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類
- ・ 防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかがわかる書類

【会計に関する記録の例】

- ・ 適正な会計処理のため必要な事項について経理規程を定めているか。

- ・ 各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等）
 - ・ 施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿
- イ 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認（運営基準第59条関係）
- ウ 施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置の確認（運営基準第60条第1項及び同条第2項関係）
- エ 上記アの i）に係る記録の過去5年間分の保管状況の確認（運営基準第61条第2項関係）

③ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、代表者に対して第3号様式により指導内容の通知を行うこと。また、改善を要すると認められる事項が無い場合は、第4号様式により通知を行うこと。

④ 改善報告書の提出

第3号様式により通知した文書指摘事項については、第5号様式により、通知から60日以内に改善報告を求めること。

6 実施体制

- ① 実地指導は、幼児教育・保育の無償化及び会計に係る知識と経験を有する者を含めること。
- ② 実施指導の対象件数と実施スケジュールに応じて、同時に複数箇所への実施が必要な場合が生じることに留意すること。
- ③ 実地指導に十分な体制が確保できない場合は、限られた体制においても全ての実地指導ができるよう、事前に提出を受ける書類を庁内で十分に検査するために人員と期間を用意する等の対応をとること。
- ④ 実地指導は、都道府県の指導監督や立入調査等と合同で実施するように努めること。
- ⑤ 新制度移行済み幼稚園及び認定こども園が実施する預かり保育事業に対する実地指導は、幼稚園及び認定こども園に対する施設型給付費の支給に係る実地指導の際に行うなど、効率的に実施すること。

7 監査への変更

実地指導中に、次の①から④までに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに確認監査を行うことができる。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合

- ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 9 第 1 項各号及び第 58 条の 10 第 1 項各号に該当することが疑われる場合

8 都道府県への情報提供

市町村は、上記 7 に該当する状況を確認した場合は、都道府県に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果及び改善報告の内容について情報提供を行うこと。

また、実地指導中に、特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努めること。